

## 熊本県大家畜・養豚特別支援資金事務取扱要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、畜産特別支援資金融通事業実施要綱(平成25年2月26日付け24農畜機第4699号。以下「実施要綱」という。)第1の1に定めるもののほか、大家畜・養豚特別支援資金の融通に関する取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

### (資金の種類)

第2条 大家畜・養豚特別支援資金は、経営改善及び技術指導と併せて、融資機関による借入金の条件緩和とともに、償還負担の軽減を図るために必要な既借入金の借換えに要する「経営改善資金」及び「経営継承資金」の2種類からなる「新規貸付資金」、並びに過去に貸し付けた資金の利子補給の助成及び見直し計画の作成指導等を行う「過去対策資金」とする。

### (融資対象者)

第3条 新規貸付資金の融資対象者は、既借入金の借入残高並びに年償還額、大家畜及び養豚経営部門の収支、各年度において償還可能な額からみて既借入金の償還が困難と認められる者であって、実施要綱別添1の第2の2の(5)に規定する大家畜経営改善計画又は養豚経営改善計画(以下「経営改善計画」という。)について知事の承認を受けた者とする。

### (融資機関)

第4条 熊本県大家畜・養豚特別支援資金の融資を取り扱う金融機関(以下「融資機関」という。)は、次に掲げる機関とする。

- (1) 農業協同組合
- (2) 農業協同組合連合会
- (3) 農林中央金庫
- (4) 知事が指定した銀行、信用金庫及び信用協同組合

なお、融資機関の指定については、融資機関は融資機関指定承認申請書(別記第1号様式)を知事に提出し、適当と認めるときは、知事は融資機関へ融資機関指定通知書(別記第2号様式)を交付する。

### (県の助成)

第5条 県は、市町村が融資機関に対し新規貸付資金の利子補給金として、次の算式A以上の割合で算出した額を交付したときは、算式B以内の割合で算出した額を予算の範囲内で熊本県農業制度資金利子補給費補助金交付要項(平成24年熊本県告示第694号)の定めるところにより当該市町村に助成するものとする。

算式A  $(a - b - c) \times 17 / 40$  小数点第2位未満四捨五入

算式B  $(a - b - c) \times 13 / 40$  小数点第2位未満四捨五入

ただし、aは実施要綱別添1の第2の2の(9)のオの基準金利に基づき理事長が別に定める融資機関の貸付金利、bは実施要綱別添1の第2の2の(9)のカで定める利子補給率、cは実施要綱別添1の第2の2の(9)のオで理事長が別に定める貸付利率とする。

2 前項の規定により県が市町村に助成する期間は、貸付後10年以内とする。

3 知事は、新規貸付資金を借り受けた者が実施要綱又はこの事務取扱要領に違反したと認められる場合は、市町村に対し、利子補給助成金の全部若しくは一部の交

付を打ち切り、又は既に交付した利子補給助成金の全部若しくは一部の返還を命  
じることができるものとする。

#### (融資の条件)

**第6条** 融資機関が行う新規貸付資金の融資条件は、次に掲げるとおりとし、その  
詳細については、実施要綱の定めるところによるものとする。

- (1) 新規貸付資金により借換えを行うことができる資金は、融資対象者が借り入  
れた大家畜又は養豚経営に必要な資金のうち償還が困難なものとする。
- (2) 貸付期間は、令和5年度から令和9年度までとする。
- (3) 償還期間(据置期間を含む。)及び据置期間は、経営改善資金にあっては大家  
畜が15年(特認及び残高借換にあっては25年)以内及び3年以内(特認及び  
残高借換にあっては5年)、養豚が7年(特認及び残高借換にあっては15年)  
以内及び3年以内(特認及び残高借換にあっては5年)、経営継承資金にあって  
は大家畜が25年以内及び5年以内、養豚が15年以内及び5年以内とする。
- (4) 貸付限度額は、知事が承認した経営改善計画に定める借入額とする。
- (5) 貸付利率は、実施要綱別添1の第2の2の(9)のオで理事長が別に定める貸  
付利率とする。
- (6) 償還方法は、年賦元金均等償還とする。

#### (事業の承認申請)

**第7条** 新規貸付資金の借入れを希望する者(以下「借入希望者」という。)は、経  
営改善計画と別表に定める添付書類を添えた熊本県大家畜・養豚特別支援資金経  
営改善計画承認申請書(別記第3号様式)を、融資機関の長に提出するものとし  
る。

- 2 融資機関の長は、借入希望者が実施要綱別添1の第2の2の(3)、(4)、  
(9)のイの(ア)及びウの(ア)に規定する貸付対象者の要件に適合することを確認  
し、経営改善計画により経営改善が見込まれると認めるときは、前項の申請書に  
実施要綱別添1の第2の2の(6)に規定する融資機関支援計画(以下「支援計画」  
という。)と別表に定める添付書類を添えた熊本県大家畜・養豚特別支援資金支援  
計画等承認申請書(別記第4号様式)を、関係市町村長に提出するものとする。
- 3 市町村長は、経営改善計画及び支援計画の内容を確認し適当と認めるときは、  
前項の申請書を添えた熊本県大家畜・養豚特別支援資金補助対象事業承認申請書  
(別記第5号様式)を関係広域本部長又は広域本部地域振興局長。以下「広域本部長  
等」という。)を経由して、知事(団体支援課)に提出するものとする。
- 4 知事は、借入希望者が養豚経営である場合は、家畜伝染病予防法に基づく飼養  
衛生管理基準の遵守状況を確認のうえ、経営改善計画及び支援計画により経営改  
善が見込まれると認められるときは、改善計画及び支援計画を承認し、承認通知書  
(別記第6号様式から別記第8号様式まで)により広域本部長等を経由し、借入希  
望者、融資機関の長及び市町村長に通知するものとする。
- 5 融資機関の長は、大家畜・養豚特別支援資金の貸付けを実行したときは、すみ  
やかに熊本県大家畜・養豚特別支援資金貸付実行報告書(別記第9号様式)を関係  
市町村長及び広域本部長等を経由して知事(団体支援課)に提出するものとする。

#### (見直し計画の承認申請)

**第8条** 新規貸付資金を借り入れた者(以下「借入者」という。)は、実施要綱別添  
1の第2の2の(11)に基づき作成年度の翌年から据置期間終了後5年が経過

する年まで(以下「見直し期間」という。)、毎年度経営改善計画の見直しを行い、経営改善計画と別表に定める添付書類を添えた大家畜・養豚特別支援資金経営改善計画見直し承認申請書(別記第10号様式)を、融資機関の長に提出するものとする。

- 2 前項の見直し期間は、経営改善計画の達成状況を踏まえ、大家畜特別支援資金にあっては1年から25年まで、養豚特別支援資金にあっては1年から15年まで変更できるものとし、見直し期間の終了に当たっては、実施要綱別添1の第2の2の(11)のアの(ア)、(イ)及び知事が定める審査基準に合致することとして、知事が承認するものとする。
- 3 融資機関の長は、経営改善計画により経営改善が見込まれると認めるときは、実施要綱別添1の第2の2の(11)のイに基づき、同条第1項の見直し期間につき、毎年度支援計画の見直しを行い、同条第1項の申請書に支援計画と別表に定める添付書類を添えた熊本県大家畜・養豚特別支援資金支援計画等見直し承認申請書(別記第11号様式)を、関係市町村長及び広域本部長等を経由して、知事(団体支援課)に提出するものとする。
- 4 知事は、経営改善計画及び支援計画により経営改善が見込まれると認められるときは、経営改善計画及び支援計画を承認し、承認通知書を広域本部又は広域本部地域振興局を経由し、借入者、融資機関の長及び市町村長に通知するものとする。

#### (過去対策資金)

**第9条** 過去対策資金については、融資機関に対して市町村が交付する利子補給金に対する助成及び経営改善計画等の達成のための指導及び支援を行う。

(1) 市町村が交付する利子補給金に対する助成対象となる資金

- ア 廃止される前の熊本県大家畜・養豚特別支援資金事務取扱要領(平成20年7月25日付け団支第596号)で定める大家畜・養豚特別支援資金
- イ 廃止される前の熊本県大家畜・養豚特別支援資金事務取扱要領(平成25年3月29日付け団支第894号)で定める大家畜・養豚特別支援資金
- ウ 令和5年7月12日付け改正前の熊本県大家畜・養豚特別支援資金事務取扱要領で定める大家畜・養豚特別支援資金のうち新規貸付資金

(2) 指導及び支援の対象となる計画

- ア 廃止される前の熊本県大家畜・養豚特別支援資金事務取扱要領(平成20年7月25日付け団支第596号)で定める経営改善計画及び支援計画
- イ 廃止される前の熊本県大家畜・養豚特別支援資金事務取扱要領(平成25年3月29日付け団支第894号)で定める経営改善計画及び支援計画
- ウ 令和5年7月12日付け改正前の熊本県大家畜・養豚特別支援資金事務取扱要領で定める新規貸付資金に係る経営改善計画及び支援計画

#### 2 融資の条件

融資機関が行う貸付資金の融資条件は、次に掲げるとおりとし、その詳細については、実施要綱の定めるところによるものとする。

- (1) 前項の(1)のアの資金の貸付期間は平成20年度から平成24年度まで、前項の(1)のイの資金の貸付期間は、平成25年度から平成29年度まで、前項の(1)のウの資金の貸付期間は平成30年度から令和4年度までとする。
- (2) 償還期間(据置期間を含む。)及び据置期間は、経営改善資金にあっては大家畜が15年(特認及び残高借換にあっては25年)以内及び3年以内(特認及び残高借換にあっては5年)、養豚が7年(特認及び残高借換にあっては15年)以内及び3年以内(特認及び残高借換にあっては5年)、経営継承資金にあっては大家畜が25年以内及

び5年以内、養豚が15年以内及び5年以内とする。

(3) 貸付利率は、実施要綱別添1の第3の2の(5)の工の別表2及び別表5で定める貸付利率とする。

### 3 県の助成

(1) 県は、市町村が融資機関に対し大家畜・養豚特別支援資金の利子補給金として、次の算式A以上の割合で算出した額を交付したときは、算式B以内の割合で算出した額を予算の範囲内で熊本県農業制度資金利子補給費補助金交付要項(平成24年熊本県告示第694号)の定めるところにより当該市町村に助成するものとする。

算式A  $(a - b - c) \times 17 / 40$  小数点第2位未満四捨五入

算式B  $(a - b - c) \times 13 / 40$  小数点第2位未満四捨五入

ただし、aは実施要綱別添1の第3の2の(5)の工の別表2及び別表5で定める融資機関の貸付金利、bは実施要綱別添1の第3の2の(5)の工の別表2及び別表5で定める利子補給率、cは実施要綱別添1の第3の2の(5)の工の別表2及び別表5で定める貸付利率とする。

(2) 前の規定により県が市町村に助成する期間は、貸付後10年以内とする。

(3) 知事は、借入者が実施要綱又はこの事務取扱要領に違反したと認められる場合は、市町村に対し、利子補給助成金の全部若しくは一部の交付を打ち切り、又は既に交付した利子補給助成金の全部若しくは一部の返還を命じることができるものとする。

### 4 過去対策資金の見直し計画の承認申請

(1) 平成20年度から令和元年度までの貸付資金の借入者は、実施要綱別添1の第3の2の(6)のイに基づき作成年度から5年にわたり(ただし、知事が必要と認めた場合は10年以内)、毎年度経営改善計画の見直しを行い、経営改善計画と別表に定める添付書類を添えた大家畜・養豚特別支援資金経営改善計画見直し承認申請書(別記第10号様式)を、融資機関の長に提出するものとする。

(2) 令和2年度から令和4年度までの貸付資金の借入者は、作成年度の翌年から据置期間終了後5年が経過する年まで、毎年度経営改善計画の見直しを行い、経営改善計画と別表に定める添付書類を添えた大家畜・養豚特別支援資金経営改善計画見直し承認申請書(別記第10号様式)を、融資機関の長に提出するものとする。

(3) 前号の見直し期間は、経営改善計画の達成状況を踏まえ、大家畜特別支援資金にあっては1年から25年まで、養豚特別支援資金にあっては1年から15年まで変更できるものとし、見直し期間の終了に当たっては、実施要綱別添1の第2の2の(11)のアの(ア)、(イ)及び知事が定める審査基準に合致することとして、知事が承認するものとする。

(4) 融資機関の長は、経営改善計画により経営改善が見込まれると認めるときは、実施要綱別添1の第3の2の(6)の工に基づき作成年度から5年にわたり(ただし、見直し期間が延長された場合にあっては、見直し期間中)、毎年度支援計画の見直しを行い、前項の申請書に支援計画と別表に定める添付書類を添えた熊本県大家畜・養豚特別支援資金支援計画等見直し承認申請書(別記第11号様式)を、関係市町村長及び広域本部長等を経由して、知事(団体支援課)に提出するものとする。

(5) 知事は、経営改善計画及び支援計画により経営改善が見込まれると認められるときは、経営改善計画及び支援計画を承認し、承認通知書を広域本部又は広域本部地域振興局を経由し、借入者、融資機関の長及び市町村長に通知するものとする。

### (事業の推進指導)

**第10条** 融資機関は、借入者の個別指導を行う指導員を設置するとともに、融資機関、市町村及び広域本部等農業普及・振興課、熊本県畜産協会等からなる指導班を

設置し、経営改善の指導を行うものとする。

- 2 融資機関は、借入者の新規投資を極力抑制することとし、やむを得ないものについては、新規投資の妥当性及び経営改善効果、償還計画等について、指導班で検討を行い、計画達成に問題がないことを確認したうえで、別記第21-1号様式により知事の承認を受けるものとする。

また、必要な修理、緊急を要する場合及び金額が少額な場合等、真にやむを得ない場合は、指導班で検討及び確認を行ったうえで投資を行うとともに、別記第21-2号様式により団体支援課に報告するものとする。

- 3 融資機関は、経営改善計画の見直し期間終了後も計画が達成されるまでの間、経営の状況を確認し、必要に応じて支援を行うものとする。

### (雑則)

**第11条** この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

#### 附 則

1 この要領は、平成30年5月8日から施行する。

2 この要領の施行により、熊本県大家畜・養豚特別支援資金事務取扱要領（平成25年3月29日付け団支第894号及び平成20年7月25日付け団支第596号）（以下、「旧要領」という。）は廃止する。

3 前項の規定による廃止前の旧要領による助成については、本要領による助成とみなす。

#### 附 則

この要領は、平成31年3月28日から施行する。

#### 附 則

この要領は、令和3年6月7日から施行する。

#### 附 則

この要領は、令和4年6月1日から施行する。

#### 附 則

この要領は、令和5年7月12日から施行する。

別表

添付書類名	様式名	新規	見直し	
			審査用	指導班
経営改善計画（新規・見直し）の概要	別記第12号様式	○	○	○
技術分析表	別記第13号様式			○
家畜飼養進度表	別記第14号様式		該当の場合	該当の場合
生活設計	別記第15号様式		該当の場合	該当の場合
農業用施設機械の整備状況	別記第16号様式			
取決め書 （申請者が60歳以上の場合及び経営継承資金の場合）	別記第17号様式			
貸出先残高照会票 （負債残高を証明するもの）				
過去3カ年の税務申告書 （見直しについては前年分のみ）				
前年度計画承認時の重点留意事項の履行状況	別記第19号様式		○	○
新規投資計画（今後の計画）	別記第21 1号様式		該当の場合	該当の場合
新規投資実績（計画承認後実施案件）	別記第21 2号様式		該当の場合	該当の場合
大家畜・特別支援資金の貸付けに関する意見書	別記第22号様式			
特別指導班運営状況報告	別記第23号様式			
農家別経営改善指導記録簿	別記第24号様式			
経営収支・技術分析表の算出基礎	別記第25号様式			
みどりのチェックシート（畜産）	「畜産における「みどりのチェックシート」及び解説書について」（令和4年10月31日付け4畜産第1660号畜産局企画課長通知）で定めたチェックシート	○	該当の場合	該当の場合
配合飼料価格安定制度への加入促進	確認できる書類	○	該当の場合	該当の場合

別記第1号様式

## 熊本県大家畜・養豚特別支援資金融資機関指定承認申請書

年 月 日

熊本県知事 様

融資機関 住所  
代表者名

熊本県大家畜・養豚特別支援資金事務取扱要領第4条の(4)の規定に基づき、熊本県大家畜・養豚特別支援資金の取扱い融資機関としての指定を受けたく申請します。

記

- 1 指導体制の状況  
(融資対象者に対する指導体制の状況及び支援方針について記載すること)

別記第 2 号様式

## 熊本県大家畜・養豚特別支援資金融資機関指定通知書

番 号  
年 月 日

様

熊本県知事

熊本県大家畜・養豚特別支援資金事務取扱要領第 4 条の（ 4 ）の規定に基づき、熊本県大家畜・養豚特別支援資金の取扱い融資機関に指定しましたので通知します。



別記第3号様式

熊本県大家畜・養豚特別支援資金経営改善計画承認申請書

年 月 日

熊本県知事  
市町村長  
融資機関長

様

(借入者) 住 所  
氏 名

年 齡 歳

熊本県大家畜・養豚特別支援資金を借入したいので、熊本県大家畜・養豚特別支援資金事務取扱要領第7条の1の規定により経営改善計画を添えて申請します。













別記第10号様式

熊本県大家畜・養豚特別支援資金経営改善計画見直し承認申請書

年 月 日

熊本県知事  
市町村長  
融資機関長

様

(借入者) 住 所  
氏 名

年 齡 歳

経営改善計画を見直しましたので、熊本大家畜・養豚特別支援資金事務取扱要領第8条の1及び第9条の4の(1)の規定により経営改善計画を添えて申請します。





# 経営改善計画（新規・見直し）の概要

経営体名： \_\_\_\_\_（年齢 \_\_\_\_\_）、融資機関名： \_\_\_\_\_、市町村名： \_\_\_\_\_

## 1 経営の概要

(1) 現況（家族名： \_\_\_\_\_ 労働力名： \_\_\_\_\_）

（経営の概要を簡潔に記述する。）

(2) 経営改善計画の概要（畜特資金借入年度： \_\_\_\_\_ 年）

（経営改善計画の概要を簡潔に記述する。）

### 常時飼養頭数

畜種名	計画認定時 ( )	前年計画 ( )	前年実績 ( )	本年度計画 ( )	目標 ( )
	頭	頭	頭	頭	頭
	頭	頭	頭	頭	頭

（畜種や頭数に変更がある場合は、その内容を記載する。）

## 2 負債について

(1) 負債の原因（借入前の負債の発生要因を簡潔に記述する）

(2) 負債の現状

(千円)

負債残高		3年前実績 ( )	前々年実績 ( )	前年計画 ( )	前年実績 ( )	本年度計画 ( )	目標 ( )
購買未 払金等	寄託牛						
	A B L						
	営農口座 未払金他						
	計						
負債計							

（負債の現状や増減の理由を簡潔に記載する。 \_\_\_\_\_ は中央畜産会のシステムと一致させる。）

## 3 計画の達成状況

(1) 収支

(千円)

	前々年実績 ( )	前年計画 ( )	前年実績 ( )	本年度 ( )	次年度 ( )	目標 ( )
農業収入						
農業所得						
償還財源						
約定償還金						
差引余剰						

（簡潔に状況を記述する。計画が未達の場合は、その理由を記述する。）

## ( 2 ) 生産改善状況

畜種別指標	前々年実績 ( )	前年計画 ( )	前年実績 ( )	本年度 ( )	次年度 ( )	目標 ( )

( 生産改善状況を簡潔に記述する。 )

## 4 指導項目 ( 当該経営体の課題から指導項目を記述する。 )

## 5 経営改善のポイント

( 4 の指導項目のうち最重点指導項目を 3 つ以内で設定し、指導内容や改善状況を記述する。 )

( 1 )

( 2 )

( 3 )

## 6 今後の展望

( 今後の改善内容 )

## 7 新規投資の内容 ( 内容、投資額 )

( 本年度計画及び前回計画後の実績を簡潔に記載する。本年度計画する 5 0 万円以上の案件は、別記第 2 1 1 号様式を添付する。 )

## 8 指導班の検討結果

( 1 ) 検討内容・特記事項

( 指導班における具体的な検討内容等を記載してください。 )

( 2 ) 改善計画 ( 実績 ) に対する指導班の所見

( 指導班による本改善計画 ( 実績 ) の達成状況の評価を記載ください。 )

## 記入上の注意

1. 生産改善状況表(3の(2))の畜種別指標は以下の項目とし、技術分析表(別記様式第13号)から転記して記入する。

酪農経営	肉用牛肥育経営	肉用牛繁殖経営	ほ育・育成経営	養豚経営
分娩間隔 1頭当たり乳量 乳飼比 生乳販売単価 ぬれ子事故率	枝肉重量 格付上位率 平均肥育日数 一日当たり増体重 事故率	分娩間隔 平均販売体重 販売時日齢 平均種付回数 1頭当たりの生産費用	平均出荷生体重 飼養期間 肥育回転率 一日当たり増体重 事故率	枝肉重量 格付上位率 平均肥育日数 一日当たり増体重 事故率

酪農技術分析表

月 ~ 月 (農協名)

(申請者名)

作成年月日 / /

項 目	説 明	実 績 年	実 績 年	前年実績年	計画年次年	計画年次月まで	2 年 目 年	3 年 目 年	4 年 目 年	5 年 目 年
(1) 1頭平均分娩率 (%)	$\frac{\text{総 分 娩 回 数 ( 回 )} \times 100}{\text{成 牛 常 時 飼 養 頭 数 ( 頭 )}}$									
(2) 平均分娩間隔 (日)	$\frac{365}{1 \text{ 頭 平 均 分 娩 率 ( (1) \% )}}$									
(3) 乳牛稼働率 (%)	$\frac{\text{搾 乳 牛 常 時 飼 養 頭 数 ( 頭 )} \times 100}{\text{成 牛 常 時 飼 養 頭 数 ( 頭 )}}$									
(4) 乳牛更新率 (%)	$\frac{\text{成 牛 導 入 頭 数 ( 頭 )} \times 100}{\text{成 牛 常 時 飼 養 頭 数 ( 頭 )}}$									
(5) 平均廃牛耐用年数 (年)	$\frac{\text{廃 牛 の 利 用 年 数 の 合 計 ( 年 )}}{\text{廃 牛 の 頭 数 ( 頭 )}}$									
(6) 平均種付回数 (回)	$\frac{\text{種 付 延 回 数 ( 回 )}}{\text{受 胎 頭 数 ( 頭 )}}$									
(7) 成牛1頭当り飼料実面積 (a)	$\frac{\text{飼 料 実 面 積 ( a )}}{\text{成 牛 常 時 飼 養 頭 数 ( 頭 )}}$									
(8) 1頭当り乳量 (kg)	$\frac{\text{産 乳 量 ( kg )}}{\text{成 牛 常 時 飼 養 頭 数 ( 頭 )}}$									
(9) 1日1頭当り乳量 (kg)	$\frac{\text{産 乳 量 ( kg )}}{\text{搾 乳 牛 延 頭 数 ( 頭 )}}$									
(10) 乳飼比 (kg)	$\frac{\text{購 入 飼 料 費 ( 千 円 )}}{\text{生 乳 販 売 高 ( 千 円 )}}$									
(11) 乳脂率 (%)	$\frac{\text{乳 脂 量 ( kg )} \times 100}{\text{産 乳 量 ( kg )}}$									
(12) ぬれ子事故率 (%)	$\frac{\text{事 故 頭 数 ( 頭 )} \times 100}{\text{正 常 産 子 数 ( 頭 )}}$									
(13) 子牛平均出荷日齢 (日)	$\frac{\text{子 牛 出 荷 日 齢 の 合 計 ( 日 )}}{\text{子 牛 出 荷 頭 数 ( 頭 )}}$									
(14) 子牛平均販売単価 (千円)	$\frac{\text{子 牛 総 販 売 額 ( 千 円 )}}{\text{子 牛 出 荷 頭 数 ( 頭 )}}$									
(15) 生乳販売単価 (円/kg)	$\frac{\text{生 乳 販 売 高 ( 円 )}}{\text{生 乳 販 売 量 ( kg )}}$									
(16) 生乳1kg当り生産費用 (円) (家族労働費を除く)	$\frac{\text{生 産 費 用 ( 円 )}}{\text{生 乳 販 売 量 ( kg )}}$					(出荷乳量)				

直近月までの出荷量

別記第13号様式 - 大家畜（繁殖）

繁殖牛技術分析表 月～ 月（農協名） （申請者名） 作成年月日 / /

項 目	説 明	実 績 年	実 績 年	前年実績年	計画年次年	計画年次月まで	2 年 目 年	3 年 目 年	4 年 目 年	5 年 目 年
(1) 繁殖牛常時飼養頭数 (頭)	延 飼 養 頭 数 ( 頭 ) 3 6 5									
(2) 生産率 (%)	分 娩 回 数 ( 回 ) × 100 繁 殖 牛 飼 養 頭 数 ( (1) 頭 )									
(3) 分娩間隔 (月)	1 2 生 産 率 ( (2) % )									
(4) 更新年限 (年)	繁 殖 牛 頭 数 ( (1) 頭 ) 繁 殖 牛 更 新 頭 数 ( 頭 )									
(5) 子牛販売時日齢体重 (kg)	子牛販売時体重合計 ( kg ) 子牛販売時日齢合計 ( 日 )									
(6) 繁殖牛1頭当り飼料実面積 (a)	飼 料 実 面 積 ( a ) 繁 殖 牛 飼 養 頭 数 ( (1) 頭 )									
(7) 子牛平均販売価格 (円)	子牛販売価格合計 ( 円 ) 子牛販売頭数 ( 頭 )									
(8) 子牛平均販売体重 (kg)	子牛販売時体重合計 ( kg ) 子牛販売頭数 ( 頭 )									
(9) 子牛販売時日齢 (日)	子牛販売時日齢合計 ( 日 ) 子牛販売頭数 ( 頭 )									
(10) 平均種付回数 (回)	種 付 延 回 数 ( 回 ) 受 胎 頭 数 ( 頭 )									
(11) 子牛1頭当り生産費用 (円) (家族労働費を除く)	繁殖部門生産費用合計 ( 円 ) 子牛販売・保留頭数 ( 頭 )					(出荷頭数)				

直近月までの出荷量

肥育牛技術分析表

月 ~ 月

(農協名)

(申請者名)

作成年月日 / /

項 目	説 明	実	実	前年	計画	計画	2年目	3年目	4年目	5年目
		績年	績年	実績年	年次	年次	年	年	年	年
(1) 常時飼養頭数 (頭)	年間延飼養頭数 (頭) 365									
(2) 平均販売価格 (円)	販売総額 (円) 販売頭数 (頭)									
(3) 平均出荷生体重 (kg)	出荷総体重 (kg) 販売頭数 (頭)									
(4) 平均枝肉重量 (kg)	出荷総枝肉重量 (kg) 販売頭数 (頭)									
(5) 枝肉歩留率 (%)	出荷総枝肉重量 (kg) × 100 出荷総生体重 (kg)									
(6) 枝肉単価 (円)	枝肉販売額 (円) 出荷総枝肉重量 (kg)									
(7) 上(中)物率 (%)	上(中)物頭数 (頭) × 100 販売頭数 (頭)									
(8) 平均肥育日数 (日)	肥育延日数 (日) 販売頭数 (頭)									
(9) 肥育回転率 (%)	$\frac{365}{\text{平均肥育日数(8日)}} \times 100$ (又は $\frac{\text{販売頭数}}{\text{常時飼養頭数}} \times 100$ )									
(10) 素牛平均購入価格 (円)	販売分	素牛総購入額 (円)	三期	素牛総購入額 (円)						
		素牛購入頭数 (頭)	期	素牛購入頭数 (頭)						
(11) 素牛平均体重 (kg)	販売分	素牛総生体重 (kg)	三期	素牛総生体重 (kg)						
		素牛購入頭数 (頭)	期	素牛購入頭数 (頭)						
(12) 1日当り増体重 (kg)	$\frac{\text{出荷総生体重 (kg)} - \text{その導入時子牛総重量 (kg)}}{\text{肥育延日数 (日)}}$									
(13) 飼料要求率 (kg)	濃厚飼料総消費量 (kg) 総増体重 (kg)									
(14) 事故率 (%)	事故頭数 (頭) × 100 常時飼養頭数 ((1)頭)									
(15) 1日当り増価額 (円)	$\frac{\text{販売総額 (円)} - \text{素牛総購入額 (円)}}{\text{肥育延日数 (日)}}$									
(16) 枝肉1kg当り生産費用(円) (家族労働費を除く)	生産費用 (千円) 出荷総枝肉重量 (kg)					(出荷頭数)				

直近月までの出荷量

別記第13号様式 - 養豚（子取り用）

子取り用雌豚技術分析表

月～ 月（農協名）

（申請者名）

作成年月日 / /

項 目	説 明	実 績 年	実 績 年	前 年 実 績 年	計 画 年 次 年	計 画 年 次 月 まで	2 年 目 年	3 年 目 年	4 年 目 年	5 年 目 年
(1) 子取り用雌豚常時飼養頭数(頭)	延 飼 養 頭 数 (頭) 3 6 5									
(2) 生産率 (%)	分 娩 回 数 (回) × 100 子 取 り 用 雌 豚 飼 養 頭 数 (頭)									
(3) 分娩間隔 (月)	1 2 生 産 率 (%)									
(4) 更新年限 (年)	子 取 り 用 雌 豚 頭 数 (頭) 子 取 り 用 雌 豚 更 新 頭 数 (頭)									
(5) 子豚販売時日齢体重 (kg)	子 豚 販 売 時 体 重 合 計 (kg) 子 豚 販 売 時 日 齢 合 計 (日)									
(6) 1腹当たり平均頭数 (頭)	産 出 子 豚 総 数 (頭) 子 取 り 用 雌 豚 飼 養 頭 数 (頭)									
(7) 子豚平均販売価格 (円)	子 豚 販 売 価 格 合 計 (円) 子 豚 販 売 頭 数 (頭)									
(8) 子豚平均販売体重 (kg)	子 豚 販 売 時 体 重 合 計 (kg) 子 豚 販 売 頭 数 (頭)									
(9) 子豚販売時日齢 (日)	子 豚 販 売 時 日 齢 合 計 (日) 子 販 売 頭 数 (頭)									
(10) 平均種付回数 (回)	種 付 延 回 数 (回) 受 胎 頭 数 (頭)									
(11) 子豚1頭当り生産費用 (円) (家族労働費を除く)	子 取 り 部 門 生 産 費 用 合 計 (円) 子 豚 販 売 ・ 保 留 頭 数 (頭)									
(12) 経常所得対借入金償還額比率 (%)	経 常 所 得 (円) × 100 借 入 金 償 還 額 (円)									
(13) 子取り用雌豚1頭当り畜舎面積 (m <sup>2</sup> )	畜 舎 面 積 (m <sup>2</sup> ) 子 取 り 用 雌 豚 飼 養 頭 数 (頭)					(出荷頭数)				

直近月までの出荷量



豚肥育技術分析表

月～ 月

（農協名）

（申請者名）

作成年月日 / /

項 目	説 明	実	績	実	績	前	年	実	績	計	画	年	次	計	画	年	次	2	年	目	3	年	目	4	年	目	5	年	目
		年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	月	まで	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年
(1) 常時飼養頭数 (頭)	年間延飼養頭数 (頭) 365																												
(2) 平均販売価格 (円)	販売総額 (円) 販売頭数 (頭)																												
(3) 平均出荷生体重 (kg)	出荷総体重 (kg) 販売頭数 (頭)																												
(4) 平均枝肉重量 (kg)	出荷総枝肉重量 (kg) 販売頭数 (頭)																												
(5) 枝肉歩留率 (%)	出荷総枝肉重量 (kg) × 100 出荷総生態重量 (kg)																												
(6) 枝肉単価 (円)	枝肉販売額 (円) 出荷総枝肉重量 (kg)																												
(7) 上物率 (%)	上(中)物頭数 (頭) × 100 販売頭数 (頭)																												
(8) 平均肥育日数 (日)	肥育延日数 (日) 販売頭数 (頭)																												
(9) 肥育回転率 (%)	365 / 平均肥育日数(8日) × 100 (又は 販売頭数 / 常時飼養頭数 × 100)																												
(10) 子豚平均購入価格 (円)	販売分 子豚総購入額 (円) / 子豚購入頭数 (頭)	当期	購入	子豚総購入額 (円)	子豚購入頭数 (頭)																								
(11) 子豚平均体重 (kg)	販売分 子豚総生体重 (kg) / 子豚購入頭数 (頭)	当期	購入	子豚総生体重 (kg)	子豚購入頭数 (頭)																								
(12) 1日当り増体重 (kg)	出荷総生体重 (kg) - その導入時子牛総重量 (kg) 肥育延日数 (日)																												
(13) 飼料要求率 (kg)	濃厚飼料総消費量 (kg) 総増体重 (kg)																												
(14) 事故率 (%)	事故頭数 (頭) × 100 常時飼養頭数 ((1)頭)																												
(15) 1日当り増価額 (円)	販売総額 (円) - 子豚総購入額 (円) 肥育延日数 (日)																												
(16) 枝肉1kg当り生産費用(円) (家族労働費を除く)	生産費用 (千円) 出荷総枝肉重量 (kg)														(出荷頭数)														

直近月までの出荷量

別記第14号様式（肉用牛繁殖部門）

家畜飼養進度表（大家畜）

項目	前年実績	計画年次	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目
	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年
期首頭数											
繁殖雌牛 A											
育成牛 B											
子牛 C											
分娩頭数											
雄											
雌											
導入頭数											
繁殖雌牛 A											
育成牛 B											
子牛 C											
販売頭数											
繁殖雌牛 A											
うち廃用牛											
育成牛 B											
子牛 C											
振替頭数											
子牛 育成牛 A											
育成牛 繁殖雌牛 B											
子牛 他部門 C											
事故牛											
繁殖雌牛 A											
育成牛 B											
子牛 C											
期末頭数											
繁殖雌牛											
A+ A- A+ B- A											
育成牛 B+ B- B+ A- B-											
B											
子牛 C+ + C- C- A- C-											
C											

○項目の説明

繁殖雌牛：分娩経験があるもの

育成牛：繁殖牛になるために飼養する分娩前のもの

子牛：その年に生まれ、販売用として飼養しているもの（ただし、次年度に子牛を繰り越す場合は、前年に生まれ販売用として飼養している牛を含む）

振替頭数のうち、子牛 育成牛：繁殖後継牛として育成する子牛

” 育成牛 繁殖雌牛：その年に初めて分娩を経験したもの

” 子牛 他部門：繁殖以外の部門に供する子牛



別記第14号様式(酪農部門)

家畜飼養進度表(大家畜)

項 目	前年実績	計画年次	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目
	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年
期首頭数											
経産牛 A											
搾乳牛											
育成牛 B											
子牛 C											
分娩頭数											
雄											
雌											
導入頭数											
経産牛 A											
育成牛 B											
子牛 C											
販売頭数											
経産牛 A											
うち廃用牛											
育成牛 B											
子牛 C											
振替頭数											
子牛 育成牛 A											
育成牛 経産牛 B											
子牛 他部門 C											
事故牛											
経産牛 A											
育成牛 B											
子牛 C											
期末頭数											
経産牛											
A+ A- A+ B- A											
育成牛											
B+ B- B+ A- B- B											
子牛 C+ + C- C- A- C-											
C											

○項目の説明

経産牛：分娩経験があるもの

育成牛：経産牛になるために飼養する分娩前のもの

子牛：その年に生まれ、販売用として飼養しているもの

振替頭数のうち、子牛 育成牛：その年に生まれ後継牛として育成するもの

” 育成牛 経産牛：その年に初めて分娩を経験したもの

” 子牛 他部門：その年に生まれ、酪農以外の部門に供するもの

別記第14号様式

家畜飼養進度表(養豚)

【子豚、肥育豚】

項目	前年実績	計画年次	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目
	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年
期首頭数											
子豚頭数											
肥育豚頭数											
分娩頭数											
雄											
雌											
導入頭数											
子豚											
肥育豚											
販売頭数											
子豚											
肥育豚											
事故頭数											
子豚											
肥育豚											

子豚： 3ヶ月齢未満、肥育豚： 3ヶ月齢以上

【繁殖雌豚】

項目	前年実績	計画年次	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目
	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年
期首頭数											
自家繁殖仕向け											
導入頭数											
廃用頭数											
事故頭数											
期末頭数											

繁殖雌豚：繁殖用に仕向けた雌豚





## 取 決 め 書

後継者（甲）は、経営主（乙）が経営する大家畜又は養豚経営の主たる従事者となることを取決め、甲及び乙はこれを了承した。

年 月 日

住 所  
後継者（甲）  
氏 名

住 所  
経営主（乙）  
氏 名



前年度計画承認時の重点留意事項の履行状況

融資機関名：  
借受者氏名：

重点留意事項		履行状況
申請者		
農協		

履行状況については、具体的に記載する。

別記第 2 1 - 1 号様式

新規投資計画（今後の計画）

新規投資額が 5 0 万円以上の場合に作成

投資計画 の内容	名称等		投資規模 (数量 等)	
			所要額	千円
	導入時期 (予定)           年       月       日		うち 借入額	千円
	導入理由			
妥当性	妥当性の判断 (やむを得ない理由等を記載する。)			
経営改善 効果	効果の内容 (今回の投資による具体的な経営改善効果を記載する。)			
償還計画	償還及び計画達成に問題がないかを記載する。			
指導班の 判断	指導班の所見			

新規投資実績（計画承認後実施案件）

新規投資額が 5 0 万円以上の場合に作成

投資計画の内容	名称等	投資規模 (数量等)	
		所要額	千円
	導入日 年 月 日	うち 借入額	千円
	導入理由		
妥当性	真にやむを得ない理由 (該当に○を付ける) 必要な修理 緊急を要する場合 金額が少額の場合 その他	左の判断に至った説明	
経営改善効果	改善効果		
償還計画	償還及び計画達成に問題がないかを記載する。 (今後の償還財源の確保、約定償還金、余剰等の資金繰り、購買未払金の推移等を踏まえて記載する。)		
指導班の検討状況	指導班開催日 年 月 日	指導班の所見	

新規投資が 1 0 0 万円を超える場合は、議事録、検討資料を添付する。

大家畜・養豚特別支援資金の貸付けに関する意見書

年 月 日

熊本県知事 様

融資機関長

借入希望者 の経営改善資金（一般・残高借換）の貸付けに係る意見について、畜産特別支援金融通事業実施要綱別添1の第2の3の（1）のイに基づき、提出します。  
記

1 貸付対象者要件等

実施要綱別添1の第2の2の（3）又は（4）に定める要件に該当する者であることを確認しました。

また、借受希望者から提出された経営改善計画の別紙（別紙様式第1号-1から4の別紙）の内容に相違ないことを確認しました。

2 計画の妥当性

3 償還可能性

4 本資金の貸付けに係る経営改善の効果  
（これまでの経営改善指導による効果に加え、本資金の貸付け及び経営改善指導により期待される効果を記入してください。）

別記第22-2号様式（経営改善資金(特認)）

## 大家畜・養豚特別支援資金の貸付けに関する意見書

年 月 日

熊本県知事 様

融資機関長

借入希望者 の経営改善資金（特認）の貸付けに係る意見について、畜産特別支援資金金融通事業実施要綱別添1の第2の3の（1）のイに基づき、提出します。

記

### 1 貸付対象者要件等

実施要綱別添1の第2の2の（3）又は（4）及び実施要綱別添1の第2の2の（9）のイの（ア）又はウの（ア）に定める要件に該当する者であることを確認しました。

また、借受希望者から提出された経営改善計画の別紙（別紙様式第1号-1から4の別紙）の内容に相違ないことを確認しました。

### 2 計画の妥当性

### 3 償還可能性

### 4 本資金の貸付けに係る経営改善の効果

（これまでの経営改善指導による効果に加え、本資金の貸付け及び経営改善指導により期待される効果を記入してください。）

大家畜・養豚特別支援資金の貸付けに関する意見書

年 月 日

熊本県知事 様

融資機関長

借入希望者 の経営継承資金の貸付けに係る意見について、畜産特別支援資金融通事業実施要綱別添1の第2の3の(1)のイに基づき、提出します。

記

1 貸付対象者要件等

実施要綱別添1の第2の2の(3)又は(4)に定める要件に該当する者であることを確認しました。

また、借受希望者から提出された経営改善計画の別紙(別紙様式第1号-1から4の別紙)の内容に相違ないことを確認しました。

2 計画の妥当性

3 償還可能性

4 本資金の貸付けに係る経営改善の効果

(これまでの経営改善指導による効果に加え、本資金の貸付け及び経営改善指導により期待される効果を記入してください。)

# 大家畜・養豚特別支援資金に係る特別指導班運営状況

地区名	
-----	--

借入者氏名	
-------	--

1. 指導班構成（本年度）

所属機関	職名	氏名	所属機関	職名	氏名

指導班のリーダーは を付ける。

2 指導班の主要な活動実績

月	指導項目	各月の指導内容に、該当する機関は○を付ける				
		JA	市町村	農業普及・振興課	畜産協会	その他 (具体的に)
4月						
5月						
6月						
7月						
8月						
9月						
10月						
11月						
12月						
1月						
2月						
3月						

3. 前年度指導実績(新規は申請までの期間)

主な指導内容

生産技術面	経営管理面	生活面

農家別経営改善指導記録簿

地区名	
-----	--

氏名	
----	--

( 検証欄 )

組合長	常勤役員	参事	関係部合議	部長	主管部合議

指導項目	期日	年 月 日 時 ~ 時				
	巡回指導者					
生産技術の改善 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 草地の状況</li> <li>・ 堆肥の状況</li> <li>・ 乳牛の状況</li> <li>・ 乳量、乳質</li> <li>・ 飼料給与</li> <li>・ 繁殖状況</li> <li>・ 衛生管理</li> <li>・ 畜舎環境</li> <li>・ 農機の管理</li> <li>・ 畜舎施設</li> </ul>	問題点					
経営収支の改善 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 記帳の状況</li> <li>・ 農協取引報告書の保管と点検</li> <li>・ 領収書等の保管状況</li> <li>・ 毎月の収支の状況 (収入向上)</li> <li>・ (経費節減)</li> <li>・ 借入金の確認</li> </ul>	問題点					
生活管理の改善 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 家計簿の記帳状況</li> <li>・ 食費の自給状況</li> <li>・ 家族の健康状況</li> </ul>	問題点					



別記第25号様式

経営収支・技術分析表の算出基礎（例）

収入	肉用牛									
	事故牛									
	堆肥									
	計									
支出	素牛代									
	実質入金									
	飼料代									
	実質入金									
	ノコクズ代									
	衛生費									
	水道光熱費									
	諸材料費									
	小農具・備品費									
	修繕費									
	賃貸料									
	共済掛け金									
	販売費									
	一般管理費									
	車両費									
	マル緊積立金									
	保証料									
その他										
計										
差引所得										
補てん金										

注) 畜種や個人に合わせて項目は変更すること。年次は経営収支計画と整合性をとること。